大分県内自治体
不妊治療費助成制度の
ご案内

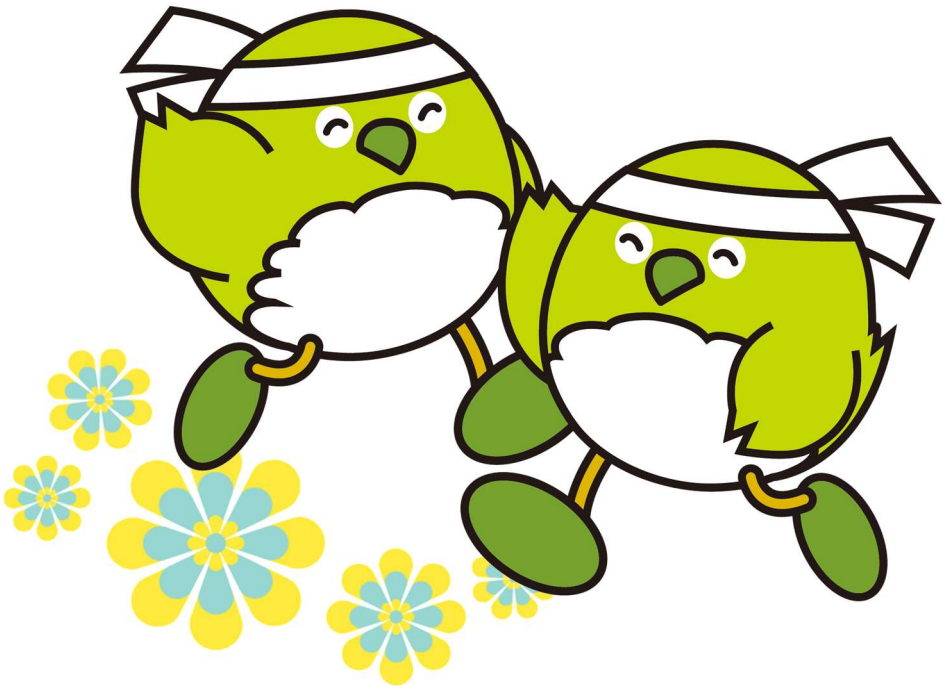

令和８年 10 月

大分県福祉保健部こども政策局
こども未来政策課

本冊子について

大分県では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図り、お子さんを望む方の希望を実現できる環境づくりを推進するため、市町村と協力して、不妊治療に要した費用の一部を助成しています。

県内の市町村では、県が助成の対象外としている費用や、ご夫婦が治療に要した費用から県の助成金を差し引いた後の負担額について、追加で助成を行っている場合があります。
本冊子では、各市町村独自の助成制度をまとめてご紹介しておりますのでご参考ください。

なお、制度内容は変更される場合がありますので、詳細は必ず各市町村にお問い合わせください。

県・各市町村の情報掲載ページ	
大分県 … P2	豊後高田市 … P9
大分市 … P3	杵築市 … P１０
別府市 … P4	宇佐市 … P１１
中津市 … P5	豊後大野市… P１１
日田市 … P6	由布市 … P１２
佐伯市 … P6	国東市 … P１３
臼杵市 … P7	姫島村 … P１３
津久見市 … P7	玖珠町 … P１４
竹田市 … P8	県の助成金申請・相談窓口…P１４

※日出町・九重町は、県制度のみでの実施となります。
※県の制度については、大分市にお住まいの方は大分市への申請となります。

大　分　県

【問い合わせ】福祉保健部　こども政策局 こども未来政策課 母子保健班
TEL 097-506-2672
〒870-8501 大分市大手町 3-1-1　大分県庁別館３階

対象治療及び助成額	**◎先進医療** 保険診療による生殖補助医療と併せて実施した先進医療にかかる費用の７割（上限 10 万円／回） ※先進医療以外に保険適用外の治療を行った場合、助成の対象外となります。 先進医療とは厚生労働省において、先進医療として告示された技術等で、先進医療の実施施設として承認された医療機関で実施されたものが助成金の対象となります。 告示された治療、実施できる医療機関に関する最新情報は、厚生労働省ホームページをご確認ください。 【厚生労働省ホームページ】 「先進医療の各技術の概要」 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan03.html 「先進医療を実施している医療機関の一覧」 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan02.html **◎妊活応援検診（不妊検査）** 医師が必要と認める不妊検査で、検査開始日から１年以内に行った検査（上限３万円） ※夫婦の一方または両方で受けた検査で医療保険適用の有無は問わない。 ※令和２年 10 月１日以降に「人工授精」や「生殖補助治療医療（体外受精・顕微授精）」を開始した場合、その後の検査は助成対象外。 **◎不育症検査** 保険医療機関で実施された、先進医療として告示されている不育症検査費用の７割 （上限６万円／回）
助成要件	◎先進医療・妊活応援検診（不妊検査） 次の①～③の全てを満たす方 ① 治療期間の初日に法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦であること ② 治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること ③ 申請時に、夫婦の両方または一方が大分県内（大分市を除く★）に居住しておりかつ住民登録があること ◎不育症検査 次の①～②の全てを満たす方 ① 既往流死産回数が２回以上の方 ② 申請時に大分県内（大分市を除く★）に居住しておりかつ住民登録があること ★大分市にお住まいの方は大分市の制度で同様の助成を受けることができます。
助成回数	◎先進医療：以下の保険適用回数に準じます。 • 治療開始時の妻の年齢が４０歳未満：６回 • 治療開始時の妻の年齢が４０歳以上４３歳未満：３回　※１出産あたりの上限回数 ◎妊活応援検診（不妊検査）：夫婦１組につき１回のみ ◎不育症検査：回数制限なし
申請期間	◎先進医療・不育症検査 １回の治療、検査ごとに、終了した日の属する年度の末日（３月 31 日）まで ※２月１日～３月 31 日の間に終了した治療、検査に限り、翌年度の５月 31 日まで申請が可能。 ◎妊活応援検診（不妊検査） 「検査終了日」または「検査開始日から１年を経過した日」のどちらか早いほうが属する年度の末日（３月 31 日）まで ※「検査終了日」または「検査開始日から１年を経過した日」のどちらか早い日が２月１日から３月 31 日の間にある場合は翌年の度５月 31 日まで申請が可能。 **※末日が土日祝日にかかる場合は、その<u>直前の開庁日</u>が期限となります。**
Web ページ	https://www.pref.oita.jp/site/funinpotal/

大　分　市

【問い合わせ】大分市保健所　健康課 管理担当班　TEL 097-536-2562
〒870-8506 大分市荷揚町６番１号（大分市保健所１階）
申請受付：大分市保健所健康課、東部保健福祉センター、西部保健福祉センター

大分県と同様の助成を実施

対象治療及び助成額	**◎先進医療** 保険診療による生殖補助医療と併せて実施した先進医療にかかる費用の７割（上限 10 万円／回） **◎妊活応援検診（不妊検査）** 医師が必要と認める不妊検査で、検査開始日から１年以内に行った検査（上限３万円） ※夫婦の一方または両方で受けた検査で医療保険適用の有無は問わない。 ※令和２年 10 月１日以降に「人工授精」や「生殖補助治療医療（体外受精・顕微授精）」を開始した場合、その後の検査は助成対象外。 **◎不育症検査** 保険医療機関で実施された、先進医療として告示されている不育症検査費用の７割（上限６万円／回）
助成要件	◎先進医療：治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦であり、かつ治療開始日時点の妻の年齢が 43 歳未満であること ※助成金申請時に、夫婦の両方または一方が、大分市の住民基本台帳に登録されていること ◎妊活応援検診（不妊検査）：検査開始時に法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦であり、かつ検査開始日時点の妻の年齢が 43 歳未満であること ※助成金申請時に、夫婦の両方または一方が、大分市の住民基本台帳に登録されていること ◎不育症検査：婚姻関係を問わず、年齢制限なし。 ※助成金申請時に申請者が、大分市の住民基本台帳に登録されていること
助成回数	◎先進医療：保険適用治療と併用して行う先進医療への助成であるため、保険が適用となった治療回数まで（保険適用は胚移植まで行って１回のカウント） ◎妊活応援検診（不妊検査）：夫婦１組につき１回のみ ◎不育症検査：回数制限なし
申請期間	◎先進医療・不育症検査 治療、検査が終了した日の属する年度の末日（３月 31 日）まで （２月１日から３月 31 日までに終了した治療については翌年度の５月 31 日まで） ◎妊活応援検診（不妊検査） 「検査終了日」または「検査開始日から１年を経過した日」のどちらか早いほうが属する年度の末日（３月 31 日）まで （「検査終了日」または「検査開始日から１年を経過した日」のどちらか早い日が２月１日から３月 31 日の間にある場合は翌年度の５月 31 日まで） ※末日が土日祝日の場合、その直前の開庁日が申請期限。
Web ページ	“不妊治療をお考えの皆さんへ” https://www.city.oita.oita.jp/o097/kenko/hoken/kenshin/010715hunin.html

別　府　市

【問い合わせ】別府市　こども家庭課　こども支援係
TEL 0977-21-1239
〒874-0931　別府市西野口町 15 番 33 号　別府市保健センター内

対象治療	◎不妊治療において、保険診療と併用して実施した先進医療に係る自費診療
助成要件	◎次の①～⑥の要件をすべて満たす夫婦 ① 治療開始時に夫婦であること。 ② 治療開始時における妻の年齢が 43 歳未満であること。 ③ 夫婦又はそのいずれか一方が申請時において、別府市の住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第６条の規定による住民基本台帳に記録されていること。 ④ 市税を滞納していないこと。 ⑤ 大分県不妊治療費（先進医療）助成金給付要綱（令和６年４月１日施行）の規定による助成金（以下「県助成金」という。）の給付決定を受けていること。ただし、県助成金の給付申請期限までにやむを得ない理由により申請をすることができなかったと市長が認める場合は、この限りでない。 ⑥ 県助成金以外に他の地方公共団体から上記の治療に対する助成金等の交付を受けないこと。
助 成 額	保険適用回数１回当たり、その費用の額から県助成金の額を控除して得た額の７割 （上限 10 万円／年度）
助成回数	・治療開始時の妻の年齢が 40 歳未満:6 回 ・治療開始時の妻の年齢が 40 歳以上 43 歳未満:3 回まで （保険適用は胚移植まで行って１回のカウント）
申請期間	◎治療が終了した日から１年以内
Web ページ	https://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/kenkou_iryou/kyuufu_jyosei/funin.html

中　津　市

【問い合わせ】　健康福祉部 こども家庭センター こども医療係
TEL 0979-53-6886
〒871-8501　中津市豊田町 14 番地 3

対象治療	**◎医療保険適用外の治療費** ・採卵キャンセル（特定不妊治療Ｇ・Ｈ） ・治療継続不可による中止（特定不妊治療Ｄ） ・受精不能による中止（特定不妊治療Ｅ） ・採卵実施するも卵得られず（特定不妊治療Ｆ） ・保険適用治療と併用して実施した先進医療 （ただし大分県不妊治療費等助成を受けていること） ・妻の年齢・回数制限超過により保険適用外となった不妊治療または前記の理由により保険適用外となった不妊治療と併用して実施した先進医療 ・市が認めた医療機関において夫婦が受けた不育症治療 （不育症検査費用は対象外）
助成要件	◎不妊治療費 ① 申請日において、婚姻後１年以上経過していること ② 申請日において、夫婦ともに１年以上引き続き中津市の住民基本台帳に記録されていること ③ 市税を完納していること ◎不育症治療費 ① 不育症と診断され、その治療を受けた夫婦 ② 申請日において、婚姻後１年以上経過していること ③ 申請日において、夫婦ともに１年以上引き続き中津市の住民基本台帳に記録されていること ④ 市税を完納していること
助 成 額	◎不妊治療費（対象治療費の７割） 合算して１年度につき上限 10 万円※１００円未満切り捨て （大分県特定不妊治療費等助成事業による給付を受けている場合は、給付額を控除した額の７割） ◎不育症治療費（対象治療費の７割） １出産につき１回上限 20 万円※100 円未満切り捨て
助成回数	◎保険適用外治療となった特定不妊治療Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ ・43 歳未満　回数制限なし ◎保険適用治療と併用して実施した先進医療 ・40 歳未満で治療開始：１出産につき６回まで ・40～43 歳未満で治療開始：１出産につき３回まで ◎年齢・回数制限超過の不妊治療 ・年齢にかかわらず１組の夫婦につき生涯通算３回まで ◎不育症治療：回数制限なし 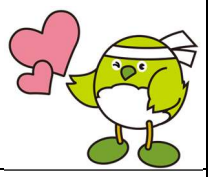
申請期間	治療を終了した日の属する月の末日から１年以内（必着） ※年齢・回数制限超過の不妊治療と不育症治療の助成に関しては令和７年４月１日以降に開始した治療が対象となる
Web ページ	https://www.city-nakatsu.jp/doc/2015031600011/

日　田　市

【問い合わせ】　こども総合部こども事業課母子保健係
TEL 0973-22-8292
〒877-8601　日田市田島２丁目 6-1

対象治療	**医療保険適用外の不妊治療費** ・大分県不妊治療費助成事業の対象となる治療費を除く。 ・文書料や食事代など、不妊治療に直接関係のない費用は除く。 ※令和８年４月１日以降に開始した治療が対象
助成要件	次の①～⑤の全てを満たす方 ①　不妊治療が必要と診断された夫婦 ② 法律上の婚姻をしている夫婦で、婚姻後１年以上経過していること （事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦も対象） ③ 夫婦ともに日田市に住所を要し、１年以上経過している者 （夫婦いずれかが市外居住の場合は申立て理由による） ④ 市税の滞納がない者 ⑤ 治療開始時に妻の年齢が 43 歳未満であること
助 成 額	対象治療費の７割を助成 １組の夫婦につき１年度あたり上限 10 万円　※１００円未満切り捨て
助成回数	年度の上限額まで回数制限なし　通算５年度
申請期間	治療を終了した日の属する月の末日から１年以内
Web ページ	https://www.city.hita.oita.jp/site/kosodate/14919.html

佐　伯　市

【問い合わせ】福祉保健部 こども福祉課 こども家庭センター
TEL 0972-23-4515
〒876-8585 佐伯市中村南町１番１号

対象治療	**不妊治療に要した自己負担額の一部**（保険適用の有無は問わない） ※夫婦間の治療に限る。 ※差額ベッド代や食事代など不妊治療に直接関係のない費用は除く。 ※保険適用の治療については高額療養費や付加給付等を除く。
助成要件	次の①～③の全てを満たす方 ① 当該申請に係る治療を開始した日の１年以上前から佐伯市民である夫婦 ② 当該申請日から１年以上佐伯市に居住予定である夫婦 ③ 市税の滞納がない夫婦 ※年齢制限、所得制限はありません。
助 成 額	◎１組の夫婦につき１年度あたり上限３０万円 ※大分県妊活応援検診助成制度、大分県不妊治療費助成事業を優先的に活用し、助成を受けた場合は、その額を差し引いた額を助成対象とする。 ◎医療実施証明書の発行にかかる費用
助成回数	上限額まで制限なし
申請期間	１回の不妊治療ごとに、治療が終了した日の翌日から起算して１年以内 ※各申請期限内であれば、複数回の治療の申請を一括で行えます。 ※令和６年４月１日以降の診療から適用します。
Web ページ	https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0032281/index.html

臼　杵　市

【問い合わせ】こども子育て課 母子保健グループ
TEL 0972-72-1086（直通）
〒875-8501 臼杵市大字臼杵 72 番 1

対象治療	**医療機関における不妊治療に要した費用** ※差額ベッド代、食事料など治療に直接関係のない費用を除く。
助成要件	次の①～④の全てを満たす方 ① 法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦 ② 臼杵市に住民票がある方（事情がある場合、夫婦いずれか一方でも可） ③ 市税の滞納がない方（助成金交付申請日時点） ④ 医療機関が不妊症と診断し、不妊治療を受けている方 ※年齢上限、所得制限はありません。
助 成 額	１組の夫婦につき１年度あたり上限２０万円 ※保険診療及び大分県の助成制度、医療保険各法に基づく高額療養費制度や付加給付制度を優先的に活用していただき、当該制度により交付される金額を控除した額を、助成対象費用とする。
助成回数	上限額まで制限なし
申請期間	治療終了日の翌日から１年以内
Web ページ	https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014032400033/

津 久 見 市

【問い合わせ】　健康推進課 健康班
TEL 0972-82-9523
〒879-2435　津久見市宮本町 20 番 15 号

対象治療	**◎不妊検査及び不妊治療の自己負担額（保険適用の有無は問わない）及び文書料** ※入院代のうち食事代など治療に直接関係ない費用を除く。 ※保険適用分については高額療養費や付加給付等を除く。
助成要件	次の①～④の全てを満たす方 ① 法律上の婚姻をしている夫婦（事実婚関係の夫婦を含む） ② 夫及び妻が申請日において本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に連続して１年間以上記録されており、今後も１年以上居住予定である夫婦 ③ 市税等の滞納がない夫婦 ④ 医療保険に加入している夫婦
助 成 額	１年度につき夫婦１組につき上限１０万円。 ※大分県妊活応援検診助成制度、大分県不妊治療費助成事業を優先的に活用し、助成を受けた場合は、その額を差し引いた額を助成対象とする。
助成回数	制限なし
申請期間	１回の治療ごとに、当該治療が終了した日の翌日から１年以内 ※令和５年４月１日以降の診療から適用します。 ※各申請期限内である場合は、複数回の治療を一申請で行えます。
Web ページ	https://www.city.tsukumi.oita.jp/site/kosodate/70.html

竹　田　市

【問い合わせ】　社会福祉課　こども家庭センター
TEL 0974-63-4823
〒878-8555　竹田市大字会々1650 番地

対象治療	**◎保険適用及び県の助成制度に規定する回数を超えて実施した不妊治療** ※夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの、代理母によるもの、卵子・精子・授精胚などの凍結保存料(管理料)は対象としない。 **◎不育症治療**
助成要件	◎不妊治療費 次の①～⑤の全てを満たす方 ① 法律上の婚姻をしている夫婦及び事実婚関係の夫婦 ② 助成金の交付申請日を基準日として、夫婦ともに竹田市において住民基本台帳に記載されている者であること。 ③ 医療機関により不妊症と診断されその治療を受けた者で、申請年度の治療開始日に妻の年齢が 43 歳未満であること ④ 健康保険等の医療保険に加入している者であること ⑤ 市税を完納していること ◎不育症治療費 次の①～③の全てを満たす方 ① 法律上の婚姻をしている夫婦及び事実婚関係の夫婦 ② 助成金の交付申請日を基準日として、夫婦ともに竹田市において住民基本台帳に記載されている者であること ③ 厚労省において、不育症管理に関する提言等で推奨検査及びリスク因子毎の治療として明記されている治療であること
助 成 額	◎不妊治療費 対象治療費の７割を助成 １組の夫婦に対して、１年度につき上限１０万円 ◎不育症治療費 １治療につき上限30 万円（国又は県の不育症検査費助成を受けた金額を除く）
助成回数	制限なし
申請期間	治療が終了した日の属する年度の３月末日まで （但し、３月中に治療を終了した場合は翌年度の４月末日まで）
Web ページ	https://www.city.taketa.oita.jp/kosodate_kyoiku/ninshin_shussan/4980.html

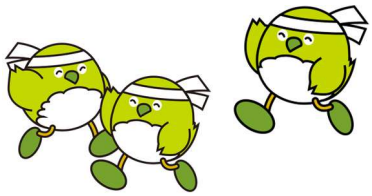

豊後高田市

【問い合わせ】　子育て支援課 母子保健係
TEL 0978-23-1840(直通)
〒 879-0604 豊後高田市美和 1335 番地 1 健康交流センター花いろ内

対象治療	◎保険適用外の不妊または不育治療費 ◎保険適用の不妊または不育治療費の自己負担額（高額療養費や付加給付等を除く） ※入院費や食事代など不妊または不育治療に直接関係ない費用は含みません。 ※凍結保存料は治療に直接関係する直前のもの
助成要件	次の①～④の全てを満たす方 ① 婚姻をしている夫婦（届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む） ② 夫婦どちらかが市内に住所を有して１年以上経過している ③ 市税の滞納がない ④ 医療機関により不妊症または不育症と診断され、その治療を受けた ※年齢制限、所得制限はありません。
助 成 額	◎不妊治療費助成 １年度につき上限２０万円 ◎不育治療費助成 １治療につき上限１０万円
助成回数	上限額まで制限なし
申請期間	不妊治療が終了した日の属する月の翌月から起算して１年以内 （例　令和６年９月に治療を終了した場合、令和７年９月末まで）
Web ページ	（不妊治療費助成） https://www.city.bungotakada.oita.jp/site/kosodate-kyoiku/1675.html （不育治療費助成） https://www.city.bungotakada.oita.jp/site/kosodate-kyoiku/1674.html

杵　築　市

【問い合わせ】福祉事務所こども家庭センター「ハートペアルーム」
TEL　0978-64-2525
〒873-0005　杵築市大字猪尾 956 番地

対象治療	医療機関における不妊治療に要した費用 ※入院時の差額ベッド代、食事代等不妊治療に直接関係のない費用は除く
助成要件	次の①～④の全てを満たす方 ①　杵築市に住民票があり、申請後も１年以上居住予定の夫婦 ②　市税の滞納がない夫婦 ③　医療機関により不妊症と診断され、治療を受けた夫婦 ④　医療保険に加入している夫婦
助 成 額	◎不妊治療費 １組の夫婦につき１年度あたり上限１０万円 ※保険診療又は大分県による助成制度を優先的に活用し、当該制度により交付される金額を控除した額を対象費用とする ◎一時保育利用料 １回につき上限 1,600 円 ※不妊治療時に市内で利用した一時保育の利用料金とする
助成回数	制限なし
申請期間	１回の治療ごとに、当該治療が終了した日の翌日から１年以内
Web ページ	https://www.city.kitsuki.lg.jp/soshiki/1/fukusi/kitsukikosodatesien/ninsinkibou/hunintiryou/10738.html

宇　佐　市

【問い合わせ】　福祉保健部　子育て支援課　母子保健係
TEL　0978-27-8145
〒879-0492　宇佐市大字上田 1030 番地の１

対象治療	医療保険適用外の不妊治療及び不妊検査費 ※入院時の差額ベッド代、食事代等不妊治療に直接関係のない費用は除く
助成要件	次の①～③の全てを満たす方 ① 法律上の婚姻をしている夫婦 ② 不妊症と診断された夫婦 ③ 夫婦ともに宇佐市に住所を有し、１年以上経過している者 （夫婦のいずれか市外居住の場合は申立て理由による） ※年齢制限、所得制限はありません
助 成 額	医療保険適用外の不妊治療及び不妊検査費の２分の１以内の額 ただし、１組の夫婦に対して１年度につき上限 10 万円
助成回数	制限なし
申請期間	不妊治療及び不妊検査を受けた日の属する月の翌月の初日から１年以内
Web ページ	http://www.city.usa.oita.jp/usacoco/kosodate/5/2/15240.html

豊後大野市

【問い合わせ】子育て支援課　家庭支援係
TEL　0974-22-1021
〒879－7198　豊後大野市三重町市場 1200 番地

対象治療	医療機関における不妊検査と不妊治療に要した費用
助成要件	不妊治療を受けた日から助成の申請までの間、ともに豊後大野市内に住所を有する夫婦 ※年齢制限、所得制限なし
助 成 額	１組のご夫婦に対して１年度につき１０万円を限度に、通算５年度まで 不妊検査と不妊治療に要した費用の自己負担分を助成 ※入院費や食事代、文書料等の治療に直接は関係のない費用は除く ※県の助成事業による助成を受けた費用については、県の助成金額を差し引いた額を算定
助成回数	上限額まで制限なし
申請期間	不妊検査及び不妊治療を受けた日の属する年度の３月末日まで ※2月１日から3月３１日までの間の受診分については、翌年度の5月末日まで申請可能
Web ページ	https://www.bungo-ohno.jp/docs/2020040200039/

由　布　市

【問い合わせ】健康増進課
TEL　097-582-1120
〒879-5498　大分県由布市庄内町柿原 302 番地

対象治療	**◎不妊治療** 特定不妊治療（体外受精、顕微授精又は男性不妊治療）に要した治療等の費用 **◎不育症** 助成対象医療機関における不育症検査、不育症治療等の費用 ※食事代、文書料等治療に直接関係のない費用は含みません。 ※【助成対象医療機関】…一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関または同等の能力を有する医療機関です。助成対象医療機関についてはお問い合わせください。
助成要件	◎不妊治療 次の①～④いずれにも該当する方 ① 法律上の婚姻をしている夫婦（事実上婚姻関係と同等の事情にある方） ② 治療を受けた日、申請日において夫婦共に由布市に住民票のある方 ③ 由布市税に滞納がない方 ④ 他の自治体（大分県除く）から助成を受けていない方 ◎不育症 次の①及び②のいずれにも該当する方 ① 治療期間及び申請日のいずれにおいて、夫婦ともに由布市に住民票を有する方 ② 助成対象医療機関が不育症と診断し、検査、治療を受けた方
助 成 額	◎不妊治療 １組の夫婦に対して、１年度につき上限１０万円 ※大分県の不妊治療費助成を受けている場合は、由布市の負担額を差し引いた額が上限となります。 ◎不育症 治療期間１回につき上限３０万円（回数制限はありません） ※不育症治療や不育症に関する検査を開始したその日からその妊娠に関する出産（流産、死産等含む）までの期間が１回の治療期間となります。
助成回数	制限なし
申請期間	◎不妊治療 特定不妊治療を受けた日の属する年度の末日まで。 ※治療を受けた日が３月の場合は、翌年度の４月末まで。 ◎不育症 出産（流産、死産等含む）した翌日から６ヵ月以内に申請を行ってください。
Web ページ	◎不妊治療 https://www.city.yufu.oita.jp/kurashi/kenkouiryou/kenkouiryou_cate_1/funintiryouhijoseiseido ◎不育症 https://www.city.yufu.oita.jp/kurashi/kenkouiryou/kenkouiryou_cate_1/huikusyou_zyosei

国　東　市

【問い合わせ】子育て支援課 母子保健係
TEL 0978-72-5114
〒873-0503 国東市国東町鶴川 149

対象治療	**◎生殖補助医療（体外受精・顕微授精）** 新鮮胚移植、凍結胚移植（採卵あり）、凍結胚移植（採卵なし） 移植できず（採卵あり）、受精できず（採卵あり）、卵が得られず（採卵あり） **◎男性不妊治療** **◎人工授精**
助成要件	次の①～③の全てを満たす者 ① 夫婦ともに、１年以上国東市に住民登録があり、申請後１年以上居住予定である者。（住民登録１年未満の場合は、申立て理由により、夫婦ともに市内に定住する見込みがあると市長が認める者であること。） ② 医療機関が不妊症と診断し、不妊治療を受けている ③ 治療開始日における妻の年齢が 43 歳未満である
助 成 額	対象治療における自己負担額（保険適用の有無は問わない） ◎生殖補助医療、男性不妊治療：上限 50 万円/回 ※県の助成を差し引いた額が助成対象 ◎人工授精：上限５万円/回
助成回数	◎生殖補助医療、男性不妊治療：１出産あたり９回（うち保険外診療は３回まで） ただし、妻の年齢が４０歳以上であるときは６回まで（うち保険外診療は３回まで） ◎人工授精：１出産あたり３回まで
申請期間	不妊治療を受けた日の属する月の翌月の初日から１年以内

姫　島　村

【問い合わせ】健康推進課
TEL 0978-87-2177
〒872-1501 東国東郡姫島村 1560 番地の１

対象治療	以下の不妊治療費等 **◎一般不妊治療** **◎生殖補助医療** 上記治療に係る以下の経費を助成 ○ 全て保険適用となる治療にかかる経費の自己負担分 ○ 保険適用内の治療と併せて行った先進医療に係る経費 ※治療費から県の助成を差し引いた額が助成対象 ○ 混合治療となり全てが自費となった経費 ○ 回数及び年齢超過による保険適用外治療費 ※体外受精、顕微授精は大分県が指定する医療機関で行った治療を対象とする ※入院費、食事代等の治療に関係ない費用は含まない
助成要件	次の①～③の全てを満たす者 ① 婚姻後１年以上経過している ② 夫婦ともに、姫島村に住所を有しており、定住する者 ③ 村税を完納している者 ※年齢制限、所得制限はありません。
助 成 額	夫婦１組に対し１治療あたり上限 30 万円
助成回数	１年度３回まで　通算５年度

玖　珠　町

【問い合わせ】 子育て健康支援課
TEL　0973-72-2022
〒879-4492　玖珠町大字帆足 268 番地の 5

対象治療	**◎不育症治療費** 不育治療を開始した日から当該妊娠に関する出産、流産または死産に伴う治療が終了するまでの間の経費 ※医療保険適用外（自費）の治療費のみとし、治療に直接関係のない費用は対象となりません。
助成要件	次の①～③の全てを満たす者 ①法律上の婚姻をしている夫婦で、不育治療開始から申請に至るまでの間、夫婦ともに玖珠町の住民である方。 ②町税の滞納のない方。 ③一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関または同等の能力を有する医療機関により不育症と診断され、その治療を受けた方。
助 成 額	自己負担額に２分の１を乗じた額（１回の治療につき上限１０万円）
助成回数	１組の夫婦につき通算５０万円を限度とする。
申請期間	治療が終了した日から６か月以内

県助成金の申請・ご相談窓口（先進医療費助成金）

お住まいの市町村	窓口の名称	所在地	電話番号
別府市、杵築市、日出町	東部保健所	別府市鶴見下田井 14-1	0977-67-2511
国東市、姫島村	国東保健部	国東市国東町安国寺 786-1	0978-72-1127
臼杵市、津久見市	中部保健所	臼杵市臼杵洲崎 72-34	0972-62-9171
由布市	由布保健部	由布市庄内町柿原 337-2	097-582-0660
佐伯市	南部保健所	佐伯市向島 1-4-1	0972-22-0562
竹田市、豊後大野市	豊肥保健所	豊後大野市三重町市場 934-2	0974-22-0162
日田市、九重町、玖珠町	西部保健所	日田市田島 2-2-5	0973-23-3133
中津市、宇佐市	北部保健所	中津市中央町 1-10-42	0979-22-2210
豊後高田市	豊後高田保健部	豊後高田市是永町 39	0978-22-3165

◎**不妊検査費・不育症検査費助成金**は、下記**【こども未来政策課】**へ申請をお願いします。

不妊・不育に関するご相談をお受けしています。

おおいた不妊・不育相談センター　“hopeful”

電　話：080-1542-3268（火～金曜日 午後 12 時～8 時、土曜日 午後 12 時～６時）

メール：ウェブサイト内の「相談・お問合せフォーム」から送信してください

面　談：医師・胚培養士・心理士による専門相談があります。
ご希望の方はウェブサイト内の「相談・お問合せフォーム」から
ご希望の日時を送信してください。

ＷＥＢ：https://hopeful.wp.med.oita-u.ac.jp/
右の二次元コードからアクセスできます

県不妊検査費・不育症検査費助成金、県制度等の事業全般のお問い合わせ先
大分県福祉保健部 こども未来政策課 母子保健班　　電話：097-506-2672